

税理士の久保です。情報マガジン 8月号をお届けします。

Subject: 税理士の久保です。情報マガジン 8月号をお届けします。

From: 久保 博 <hrokubo@kaikai-k.com>

Date: 2025/08/23 13:15

To: hrokubo@kaikai-k.com

2025.08.23



久保 博

久保会計・税務事務所「メールマガジン」

久保 博様

こんにちは。久保会計・税務事務所の久保博です。

マガジン令和7年8月号をお届けします。

酷暑が続いています。処暑だというのに暑さが峠を越したという感じはありません。

今月は3ページの「名義預金」についてです。

これに関連してよく問題になる「奥さんのへそくりは誰のもの？」ということで少し説明をさせていただきます。

すなわち、奥さんがそのお金を自由に動かして例えば

そのお金で自分の洋服とか宝石を自由に買っているような

場合には奥さんの「固有財産」となる可能性が高く、

逆にそのお金に手をつけていない場合には例え

奥さんが将来の蓄えとしての自分のお金だと主張しても

「名義預金」になる可能性が高いと思います。

おなじ「へそくり」でもその後の状況によって

税務署の判断が異なります。

税務調査では、“名義”でなく、「タネ銭は誰？自由に使えた

のは誰？」の2点で「名義預金（相続財産）」か「固有財産」

かが判断されます。すなわち、

① タネ銭（原資）は誰が稼いだものか？

② 誰が自由に動かせたか（通帳・印鑑・カード・ネットID
は誰が常時握っていたか）

この2点で「名義預金」か「固有財産」かの方向が決まります。

私はこの「名義預金」を次のように逆に利用することを

アドバイスすることがあります。たとえば相続発生時には、

銀行等にそのことを伝えると即座に口座が凍結されることが

あります。そのときに生前に「名義預金」として奥さん名義に

しておけば、凍結されることがなく、自由に必要な資金が

引きだせます。ただし、相続税の申告においては本来の

「名義預金」として、相続財産に入れてもらいます。

「名義預金」については贈与の認定も絡んで課税庁と

納税者との争いも多く、相続発生時には、慎重な判断が

必要になります。

マガジン8月号で気になる内容、また、不明点等あれば、

お気軽にいつでも何でもお電話かメールでお問合せください。

お問い合わせの際には下記まで直接ご連絡ください。

E-mail : hrokubo@kaikei-k.com

税理士の久保です。情報マガジン 8月号をお届けします。

携帯電話：080-5686-1211



今月の相続とお金の情報マガジン



相続とお金の情報マガジン：2025年8月号

- ◆ 数字で見る相続
相続放棄は年々増加
282,785件に
- ◆ 資産安心コラム
相続財産が負担になる？
「負動産」リスクとその対策
- ◆ 暮らしとお金の教養講座
「名義預金」は相続財産？
名義預金に関する誤解と対策
- ◆ 相続・贈与の基礎知識
相続を放棄する？ 放棄しない？
正しい知識で後悔しない選択を

WEBマガジン

久保会計・税務事務所

〒141-0022 東京都品川区東五反田1-10-7 アイオス五反田705
電話番号 080-5686-1211 (代表)
FAX番号 03-6432-5713

[メルマガの解除](#)